



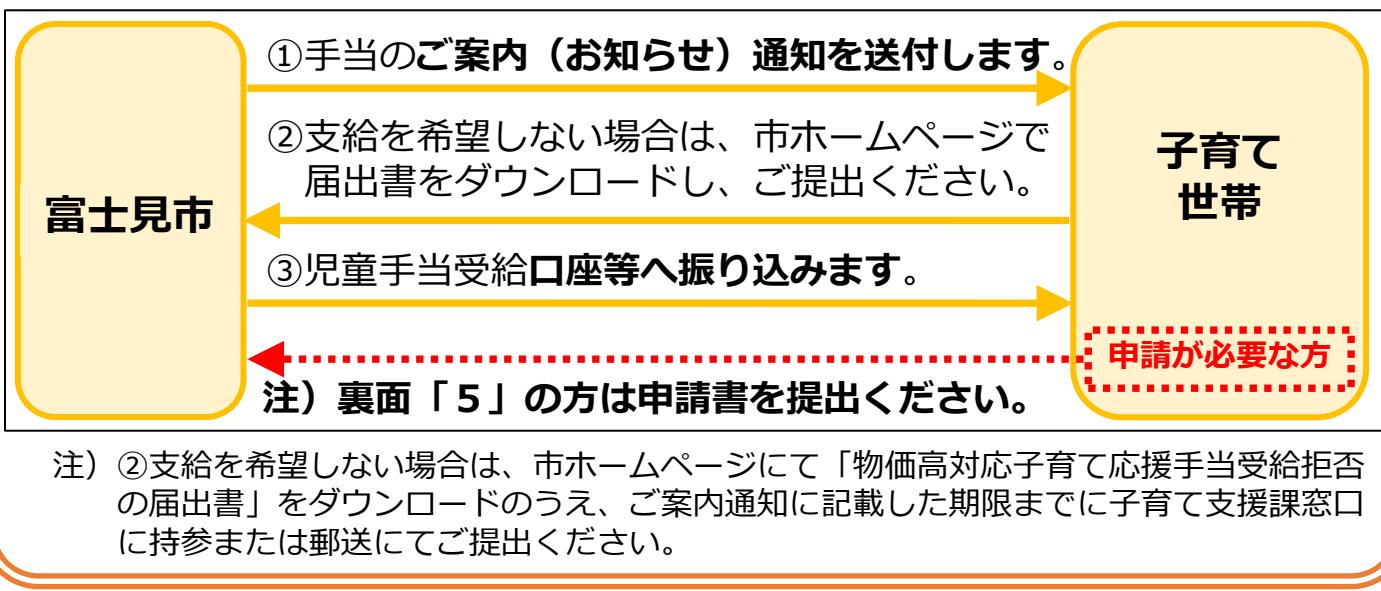
物価高対応子育て応援手当

対象児童1人につき2万円を1回限りで支給します！

■はじめに・・申請は必要ですか？

原則申請は不要です。

注) 公務員の方や離婚等をした方などは、申請が必要になります。詳しくは、裏面「5」をご覧ください。



1. うちの子は、対象になるの？【対象児童・支給対象者】

次に記載する児童が対象の児童手当受給者に支給します。

(1) **令和7年9月分(※)の児童手当の支給対象児童** (※令和7年9月に出生した児童については10月分)

(2) **令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童**

2. いくらもらえるの？【支給額】

対象児童1人につき**2万円**（1回限り）です。

3. いつもらえるの？【支給時期】

富士見市では3月10日から順次支給を開始します。以降、入金の確認ができない場合は、裏面記載のお問い合わせ先（富士見市）までご連絡ください。

注) 裏面「5」の方については申請が必要なため、支給時期は個別に通知にてお知らせします。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

4. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

（1）富士見市で児童手当を受給されている方

児童手当受給口座（原則、令和7年10月支給時）に振り込みます。

注) 口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、市ホームページにて「物価高対応子育て応援手当支給口座登録等の届出書」をダウンロードのうえ、ご案内通知に記載した期限までに子育て支援課窓口に持参または郵送にてご提出ください。

（2）申請を行った保護者の方（「5」の対象者）

申請書で指定した口座に振り込みます。

5. 申請が必要なのはどんな場合？

次に記載する方は申請が必要です。市ホームページ等を参照し、申請書類をご提出ください。

- （1）所属庁から児童手当を受給し、令和7年9月30日時点で富士見市に住民登録のある公務員の方
- （2）令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者である公務員の方
- （3）令和7年9月1日から令和8年3月31日までに離婚（調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者の方（9月中に離婚等した方は、10月分から児童手当の受給者となつた方）

6. こんなときはどうなるの？

■引っ越しした場合はどうなりますか？

9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に**振り込まれます**。ご不明な点があれば、前述の引越前の市町村にお問い合わせください。

■DV被害により、子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

お問い合わせ先（富士見市役所）

子育て支援課 物価高対応子育て応援手当担当

電話：**049-293-9092**

受付時間：平日9:00～17:00

お問い合わせ先（国）

こども家庭庁 コールセンター

電話：**0120-252-071**

受付時間：平日9:00～18:00



「物価高対応子育て応援手当」に関する
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに富士見市から問い合わせを行うことがあります。ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めるることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。